

# データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務に関するプロポーザル 実施要領

## 1 業務の目的

データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務を委託するに際し、公募型プロポーザルを実施し、提案された企画を審査の上、受注候補者を決定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務

### (2) 業務内容

データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務仕様書のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2025年（令和7年）3月31日（月）まで

## 3 委託費

委託費の上限は10,480,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

## 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。

プレゼンテーションはWeb会議システムを活用することとする。

また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

## 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当しない者であること。
- (7) 特定健診受診率向上を目的とし、特定健診データの加工・分析及び受診勧奨を行う業務について、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までにおいて、都道府県、国民健康保険団体連合会又は人口20万人以上の市との間における契約実績を1件以上有すること。
- (8) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者であること。

(9) 企業、NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人その他法人格を有する団体であること。

## 6 参加申込の手続等

### (1) 担当課

福山市保健福祉局保健部健康推進課

住所：〒720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号

電話：084-928-3421（直通） ファックス：084-928-1143

メールアドレス： kenkou-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

### (2) 選考スケジュール

公告	2024年（令和6年）4月25日（木）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）4月25日（木）から 5月13日（月）午後5時まで
質問書の受付期間	2024年（令和6年）4月25日（木）から 5月13日（月）午後5時まで
質問に対する回答期限 ・回答方法	2024年（令和6年）5月15日（水） 福山市ホームページ（ <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp</a> 以下同じ。）に掲載
参加申込書の受付期間	2024年（令和6年）4月25日（木）から 5月16日（木）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定 通知	2024年（令和6年）5月17日（金）まで
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）5月17日（金）から 5月27日（月）午後5時まで
提案辞退書提出期限	2024年（令和6年）5月27日（月）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）5月29日（水）
企画提案書の選定通知	2024年（令和6年）6月4日（火）

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2024年（令和6年）4月25日（木）から5月13日（月）までの午前9時から午後5時まで（土、日及び祝日を除く。）

#### イ 配付場所

(1) の担当課に同じ

※ 福山市ホームページからもダウンロード可

### (4) 質問書の受付及び回答

#### ア 質問書の受付期間

2024年（令和6年）4月25日（木）から5月13日（月）までの午前9時から午後5時まで

#### イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を電子メールに添付し、6（1）担当課に提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載する。

## 7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2024年(令和6年)4月25日(木)から5月16日(木)までの午前9時から午後5時まで(土、日及び祝日を除く。郵送の場合は必着させること。)

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のア～シの書類を作成し、各1部を提出すること。

(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式1)

イ 実績報告書(様式2)

ウ 商業・法人登記簿謄本(写しでも可)

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直近1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

オ 市税の完納証明書(写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式3)を提出すること。)

カ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可。免税事業者は除く。)

キ 印鑑証明書(原本)

ク 使用印鑑届(様式4)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ケ 委任状(様式5)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

コ 誓約書(様式6)

サ 電子データの保存等に関する申出書(様式7)

シ プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)を証する書類(写しでも可)

## 8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年(令和6年)5月17日(金)までに審査を行い、参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

## 9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2024年(令和6年)5月17日(金)から5月27日(月)までの午前9時から午後5時まで

(郵送の場合は必着させること。)

(2) 提出場所 6(1)の担当課と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

- (4) 提出書類及び部数
  - ・企画提案書提出書（様式8） 正本1部
  - ・企画提案書 正本1部 副本6部
  - ※ 企画提案書は提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。
  - ・見積書 正本1部
- (5) 企画提案書の内容（原則としてA4判、縦使い、横書きとする。）
  - ア 「データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務に係る評価基準・評価項目」（別表）に定める評価項目に対する内容を提示すること
  - イ 業務の実施体制
  - ウ 業務（作業）工程表

## 10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとにデータ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

- (1) プレゼンテーションの実施
  - ア 日時 2024年（令和6年）5月29日（水）  
開始時間、場所等の詳細については、後日、企画提案書提出者に通知する。
  - イ 企画提案の所要時間
    - ・プレゼンテーション15分程度
    - ・評価委員からの質疑10分程度
  - ウ 注意事項
    - ・プレゼンテーションはWeb会議システムを活用して行うものとする。詳細は、企画提案者（プレゼンテーション実施者）に別途通知する。
    - ・プレゼンテーションの参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
    - ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。
    - ・企画提案者は、Web会議システムでプレゼンテーションを行う場所、端末等を準備すること。
- (2) 評価基準・評価項目  
別表のとおり
- (3) 受注候補者の選定  
評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を選定する。
- (4) 選定結果の通知  
2024年（令和6年）6月4日（火）までに審査を行い、企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。  
なお、選定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。
- (5) 審査結果の公表  
審査結果については福山市ホームページに公表する。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。
- (6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
  - ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
  - ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。
- (7) 評価点が同点になった場合の取扱い  
評価点が同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。

## 11 情報公開について

福山市情報公開条例第6条により開示請求があった場合、評価については、契約締結後、次の

とおり情報公開を行う。

【情報公開基準】

対象情報	公開対象	対象書類
1 採点基準及び配点	×	企画提案者選定評価基準
2 企画提案書類	○	契約事業者の企画提案書及びその他の提出書類（※）
3 評価点（合計点）	○	
4 評価点（項目別評価点）	×	
5 契約候補者選定結果	○	

※ 開示の範囲は、福山市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき判断する。

## 1.2 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が選定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が選定した受注候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 1.3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

## 1.4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかつた場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかつた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外、提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報

公開請求の対象となる。

- (1 2) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を6（1）の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (1 3) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (1 4) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (1 5) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (1 6) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (1 7) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

(別表)

## データ分析に基づく特定健診受診勧奨事業業務に係る評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1)業務実績	同種・類似業務の実績	5	5
(2)実施体制	実施体制、配置人数など	5	15
	業務担当者の経験、実績	5	
	個人情報・収集データの管理体制	5	
(3)企画提案書	データ分析業務の方法 ・提供するデータを科学的根拠に基づき適切に分析するノウハウを有しているか。	10	60
	データ分析業務の効果 ・分析データに基づき特定された受診勧奨対象者は、受診率向上の効果が期待できるものとなっているか。	15	
	受診勧奨業務の工夫 ・対象者に応じて受診行動を促す工夫をしているか。	10	
	通知物のデザイン ・受診勧奨業務の通知物は見やすく分かりやすいデザインとなっているか。	5	
	勧奨結果の分析・報告業務について ・提案した受診勧奨業務を適切に評価・検証できるものになっているか。 ・次年度以降の受診率向上対策に資するものになっているか。	15	
	業務(作業)工程表 ・工程表は妥当なものであるか	5	
(4)価格	価格	10	10
(5)プレゼンテーション	業務に関する知識・理解度、提案書のわかりやすさ	5	10
	質疑・応答	5	
<b>合 計</b>		<b>100</b>	